

## 第 54 期令和 6 年度高知県最低賃金専門部会(第 4 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 6 年 8 月 8 日 午前 9 時 30 分から午後 11 時 03 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 2 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名
- 4 議題・議事要旨

### (1) 高知県最低賃金の改正審議

労働者側から提出された資料と、政府目標 1,500 円の根拠に係る確認内容について、事務局から説明。労使から政府への要望事項の主張がなされた。

高知県最低賃金の引上げ額について、労働者代表委員からは、あるべき水準の 1,286 円に向けて、6 年で到達することを考えて 65 円、との提示がなされた。

一方、使用者代表委員からは、

ロードマップについては、1,500 円の妥当性が理解できればそれを目指すこともあるかもしれないが現段階では難しい。仮に 1,286 円とした場合、65 円という数値についてはとても追いついていけない。

流れとして 50 円以上となっているので、考え方を統一していただければ、使用者側も検討し、退席という結論ではなく、反対なら反対の意思を示さないといけない。できるだけ全会一致に向けた議論を進めていただければと思う。

最終的に公益委員が金額を示すことになると思うので、そのあたりを議論できればと思う、との主張がなされた。

公益代表委員から、3 要素のうち、賃金については第 4 表の数値からも賃上げ傾向が進んでいること、生計費については消費者物価指数と中賃の資料の「頻繁に購入する品目」の数値から間違いなく上昇していること、支払能力については昨年と際立って大きな変化が見られないと感じるとの意見が出された。

使用者代表委員から、「頻繁に購入する品目」の数値は今年初めて出されており、資料の在り方、中賃の審議の在り方に疑問があると主張された。

さらに審議を重ねた後、労働者側からは、同じ金額の提示がなされ、使用者側からは、目安の 50 円を若干上回る程度で、他県の状況も見ながら、現在出ている 54 円前後も考慮して、全会一致での結論が出せるようにと考えている、との提示がなされた。

### (2) その他

次回第 5 回専門部会は、令和 6 年 8 月 9 日午前 10 時 00 分から開催することとされた。